

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の申請主体の名称

岐阜県 多治見市

### 2. 地域再生計画の名称

多治見市緑ゆたかな田園居住地域再生計画

### 3. 地域再生の取り組みを進めようとする期間

平成16年度から概ね3年間

### 4. 地域再生計画の意義及び目標

本市の人口は、平成12年の国調人口では、104千人であったが、平成22年には102千人に減少するものと見込まれている。この人口減少に対応する方策として、多様なライフスタイルやライフサイクルに対応した質の高い居住、居住環境の維持が必要と考えられ、その具体策として、市内各地区において街なか居住推進地区、田園居住推進地区などの多様な居住戦略を構築し、その推進に取り組む必要性があると認識している。

本市は都市計画の目標の中で、全国的な少子・高齢化の到来をふまえ、都市化の進展を想定したまちづくりから、成熟した都市型社会に対応したまちづくりへの転換の必要性を述べており、「誇りと愛着の持てる「ふるさと」の風景を活かしたまちづくり」を理念としている。

土地利用については、緑が多くゆとりのある市街地形成を目指しており、集落地における住宅環境整備に関しては、田園風景と調和したまち並みの形成を目指している。

都市郊外においては、緑地・農地の保全および活用並びに住みやすく活気のある地域の創出を目指し、適切な土地利用転換により良好な市街地形成を図るとともに、緑の多い、静かな住宅市街地の形成を図ることとしている。

南姫（みなみひめ）地域は、多治見市南姫地域の北部に位置しており、面積493ha、人口5135人（12年国調）を有する地域である。市街化調整区域ではあるが、一定の人口を抱えており、道路網も整備され、JRの駅も設置されている地域である。市街化調整区域という地域の特徴によって自然的環境に恵まれていることから、田園居住というライフスタイルを具体化する上で、好条件を備えた地域であると考えている。

この地域再生計画は、南姫地域において、市街化調整区域としての区域区分を維持しながら、支援措置を活用して、地域の実情に沿った開発をしていくこ

とで、現在既に形成されているまとまりのある居住人口を確保し、都市計画マスタープランに掲げる将来構想を実現し、当該地域におけるコミュニティの活性化を図るとともに将来にわたって持続的に地域づくりを進めることを目標としている。

本地域が将来的にもこの人口を維持し、本市における田園居住地区としての機能を確保することで、本市における居住人口の確保を図り、地域経済の継続的な発展をすすめていきたい。

5. 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済社会的効果

今支援措置による地域の実情に応じた制度運用を実現していくことにより、市街化調整区域としての機能を維持しながら、従来から一定の住人口を持ち、日常生活圏としての役割を果たしてきた当地域が、今後も持続して、田園居住を進めることで、その役割を果たすことができるものと考えられる。

このことは、本市が目指す持続可能な地域社会づくりのための方策の一つとして有効であり、本市の人口減少に対して、魅力ある居住地区としての役割から一定の抑止効果があると考えられる。

また、本市の地場産業である陶磁器産業にとっても、緑豊かな居住都市という都市のイメージとともに、陶磁器産業そのものも、間接的にはあるが、イメージアップに寄与するものと考えられる。

6. 講じようとする支援措置の番号及び名称

支援措置番号 212032

支援措置事項名 開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供

7. 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事項

なし。

8. その他地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし。

## 別紙

### 1. 支援措置の番号及び名称

支援措置番号	2 1 2 0 3 2
支援措置事項名	開発許可制度の市街化調整区域での弾力的な運用の情報提供

### 2. 当該支援措置を受けようとする者

当該支援措置を受けられる者の範囲  
多治見市

### 3. 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

当該地域は市街化調整区域であるが、地域住民は、将来的な地域の人口減少等による地域コミュニティの維持が困難となることも想定し、本年度中に措置することが予定されている市街化調整区域における開発許可の弾力的運用の情報提供を活用していくことで、地域の実情に応じた土地利用を図ることを通して、地域コミュニティの維持を図りたいと考えている。

その内容は、当該地域における開発許可制度の弾力的運用を図るため、多治見市及び南姫地区の住民代表を構成員とした「南姫都市計画委員会」が、共同で岐阜県開発審査会が当該地域の開発許可を行う際の基準案を作成することとしているが、その際、本支援措置による情報提供を受け案の作成を行うものである。

具体的な取組みとしては、市及び委員会が共同で研究会を開催し、まず、地域の現状把握のための現地調査等を踏まえ、地区の土地利用の現状、他法令による土地の規制等を把握するものである。

次に、本計画による支援措置に基づく情報提供によって、全国的な事例及び可能な制度について調査研究を行いながら、当該地域において最も適切な開発手法に関する素案を作成し、県担当課と協議を重ね開発許可制度の案を作成する。

市及び地域による案については、必要な地域説明会、県開発審査会等の意見を聞きながら、確定させ、開発審査会の開発許可基準としていく考えである。